

二八 平和の目的

一 「平和の目的」という用語は、原子力基本法及び宇宙開発事業団法の各規定及び宇宙の開発及び利用に関する国会決議において用いられており、いずれの場合においても、非軍事を意味するものと解されている。

二 原子力基本法

(1) 原子力基本法第二条は、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、……これを行うものとし、」と規定している。これは、我が国における原子力の軍事利用を禁止する趣旨であり、原子力基本法における中心的理念となっている。

(2) 自衛隊による原子力の研究、開発及び利用については、次のように考えられている。

① 自衛隊が原子力を殺傷力ないし破壊力として用いること、すなわち核兵器を保持することは、原子力基本法の認めないところである。また、原子力を殺傷力ないし破壊力としてでなく、自衛艦の推進力として使用することも、船舶の推進力として原子力利用が一般化していない現状においては、同じく認められない。

② 自衛隊が、原子力を使う武装をするということは原子力基本法に抵触するが、放射線防護の観点からの研究は、本条に違反しない。

(3) 憲法第九条は、自衛のための必要最小限の実力を保有することを禁止していないから、核兵器であってもそのような限度にとどまるものであれば、これを保有することは、憲法の禁止するところではない。原子力基本法は、憲法上は保有することが禁じられていないものを含めて、立法府の政策的判断として、核兵器の研究、開発及び利用を禁じたものである。

(4) 核爆発エネルギーの平和利用（例えば、運河の掘削）については、本条は禁じていない。しかし、政府は、核爆発エネルギーの平和利用と軍事利用の区別がついていない現状においては、核爆発エネルギーを平和利用することは想定していないという立場に立っている。

(5) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において、主務大臣は、核燃料物質を使用しようとする者又は原子炉を設置しようとする者から、それぞれ使用の許可又は設置の許可の申請があった場合においては、その申請が「平和の目的以外に利用されるおそれがない」と認められるときでなければ、当該許可をしてはならない（第二四条、第五三条）とされ、また、動力炉・核燃料開発事業団法においては、「動力炉・核燃料開発事業団は、原子力基本法（昭和三〇年法律第一八六号）に基づき、平和の目的に限り……行ない」（第一条）と規定されている。

三 宇宙開発事業団法

(1) 宇宙開発事業団法第一条は、「宇宙開発事業団は、平和の目的に限り、人口衛星及び人口衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的計画的かつ効果的に行ない、宇宙開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。」と規定し、同法第二条は、業務の範囲として「事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう」と規定している。これは、宇宙開発事業団の事業目的に、「平和の目的」という制限を課したものである。

(2) 「平和」とは、非攻撃的ないし非侵略的という意味ではなくて、非軍事という意味である。

したがって、宇宙開発事業団が軍事的利用を目的として、宇宙開発事業団法第二条の業務を行うことはできないと解される。

(3) 昭和四四年に、宇宙開発事業団法が成立した際に、両議院において宇宙の開発及び利用に関し附帯決議がなされ、衆議院の決議においては、宇宙に打ち上げられる物体及びその打ち上げ用ロケットの開発

及び利用は「平和の目的」に限るものとされ、参議院の決議においては、宇宙の開発、利用は、「平和の目的」に限るものとされている。

国会決議の有権解釈は、あくまで国会が行うものであるが、政府は、これらの決議中の「平和の目的」とは、宇宙開発事業団法第一条の「平和の目的」と同義であり、「非軍事」という意味であると解している。

- (4) 米国が打ち上げた軍用通信衛星（フリートサット）の自衛隊の使用については、国会決議の「平和の目的」に限りとは、自衛隊が衛星を直接、殺傷力、破壊力として利用することを認めないことはもちろんのこと、その利用が一般化しない段階における自衛隊による衛星の利用を制約する趣旨のものと解される。したがって、その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星については、自衛隊による利用が認められるものと解されるところ、フリートサット衛星は、米軍用の通信衛星ではあるが、既にその利用が一般化しているインテルサット（国際通信衛星）、インマルサット（国際海事通信衛星）、CS-2（さくら二号）のような衛星と同様な通信中継機能を有するものであるから、このようなフリートサット衛星を自衛隊が利用することは、国会決議の「平和の目的」の趣旨に反しない。
- (5) また、SDI（戦略防衛計画）への参加については、我が国の参加の態様が米国が策定する個々の具体的プロジェクトの特定の局面に参加するというにとどまるものであり、同計画に対するこのような形で参加まで本件決議が禁じているものではないと解されている。

- (6) BMD（弾道ミサイル防衛）システムに係る日米共同技術研究については、従来国会で示されている「平和」を「非軍事」とする解釈の下においては、専守防衛のための政策の必要性、相当性につき国会の理解を求め、国会での予算議決を通じて、国会決議との調整がなされるべきものである。

なお、「弾道ミサイル防衛（BMD）に係る日米共同技術研究に関する官房長官談話」（平成一〇年

「二月二五日」においては、「宇宙の開発及び利用に関する国会決議との関係については、もとより国会決議の有権解釈は国会においてなされるべきものであるが、政府としては、近年弾道ミサイルが拡散している状況にあるところ、BMDシステムが、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防衛的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であることを踏まえれば、BMDシステムに関して我が国が主体的に取り組んでいくことは、本件国会決議の趣旨及びそのよって立つ平和国家としての基本理念にも沿ったものであり、国民各位の御理解をいただけるものと考えている。」とされている。

一 原子力基本法

(参照条文)

○原子力基本法(昭三〇・一二・一九 法一八六)

(基本方針)

第二条 原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

○原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭三二・六・一〇 法一六六)

(目的)

第一条 この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)の精神にのっとり、核原料物質、核燃

料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うほか、原子力の利用等に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制等を行うことを目的とする。

(設置の許可)

第二十三条 原子炉を設置しようとする者は、次の各号に掲げる原子炉の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める大臣の許可を受けなければならない。

一 発電の用に供する原子炉（次号から第四号までのいずれかに該当するものを除く。以下「実用発電用原子炉」という。） 経済産業大臣

二 船舶に設置する原子炉「第四号又は第五号のいずれかに該当するものを除く。以下「実用船用原子炉」という。） 国土交通大臣

三 試験研究の用に供する原子炉（前号、次号又は第五号のいずれかに該当するものを除く。） 文部科学大臣

四 発電の用に供する原子炉であつて研究開発段階にあるものとして政令で定める原子炉 経済産業大臣

五 発電の用に供する原子炉以外の原子炉であつて研究開発段階にあるものとして政令で定める原子炉 文部科学大臣

第二十四条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二、四 (略)

2 (略)

(使用の許可)

第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一、五 (略)

2 (略)

(許可の基準)

第五十三条 文部科学大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

一 核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二、四 (略)

○核燃料サイクル開発機構法(昭四二・七・二〇 法七三)

(設立の目的)

第一条 核燃料サイクル開発機構は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)に基づき、平和の目的に限り、高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理並びに高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発を計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もつて原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(国会答弁例)

〔衆・科学特別委 昭四〇・四・一四〕
愛知科学技術庁長官 答弁

○愛知国務大臣 …… 原子力基本法第二条には、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、」云々と規定されており、わが国における原子力の利用が平和の目的に限られていることは明らかであります。したがって、自衛隊が殺傷力ないし破壊力として原子力を用いるいわゆる核兵器を保持することは、同法の認めないところであります。また、原子力が殺傷力ないし破壊力としてではなく、自衛艦の推進力として使用されることも、船舶の推進力としての原子力利用が一般化していない現状においては、同じく認められないと考えられます。

○愛知国務大臣 …… 推進力として原子力の利用が一般化した状況というものが現在においては想像の域を出ないので、そのような想像をもとにして政府の方針を述べるわけにはまいりませんが、現時点において言う限り、原子力基本法第二条のもとで、原子力を自衛艦の推進力として利用することは毛頭考えておりません。

〔衆・科学特別委 昭三〇・一二・一三〕
中 曾 根 委 員 答 弁

○中曾根委員 …… 具体的に、原子力研究所が原子力を直接爆弾やその他に兵器として使うことは絶対に禁止する、また、それから出てくる成果というものを日本の自衛隊が直接的に利用する、このことも私は禁止すべきだと思います。従って、原子力研究所というものと自衛隊というものは、明確にみぞを置いて接着

させてはならぬ、こういうように思います。しかし、日本の原子炉がどんどん普及してきまして、それが材料試験をいろいろやり、それで非常にいい鋼鉄が生まれてきた、そういう副産的な科学技術上の発明、発見というものを、日本が小銃に使うとか何に使うことは許されるべきでありましょう。しかし、核燃料を使った爆発物やその他を兵器を使うということは、直接的利用でありまして、これは絶対に禁止すべきだと思います。

〔参・商工委 昭三〇・一二・一六〕
中 曾 根 委 員 答 弁

○衆議院議員（中曾根康弘君） 原子力の軍事的利用というのはわれわれの解釈では、原子燃料を使ってこれを人を殺傷するために使う、そういう兵器、武器である。こういう概念を立てております。従ってたとえば原子力研究所におきまして原子炉を使って、中性子を使って新しい鋼鉄を発見するとか、そういうことが日本の科学や材質の向上、水準を上げて、それが関連的に機関銃の材質がよくなることは、そういうことはこれはあり得ることであると思うのであります。しかし原子燃料を使って直接人間を殺傷するための武器を作ろうとしたりなんかすることは許されません。こういうように考えておるわけであります。従ってアイソトープを使っていろいろな材質をよくするということはあるいはあり得るのではないかと思うのであります。あるいは患者をなおすとかあるいはガンをなおすとかいう研究も、衛生方面では行われることもあり得ると思います。

〔衆・予算委 昭四二・三・二五〕
三 木 外 務 大 臣 答 弁

○三木国務大臣 科学技術の進歩というものは、なかなか予測できない。たとえば原爆のようなものが、こういうように開発されるというようなことを、石橋君、前に予想されたでしょうか。なかなかこれは予想されないで、やはり一国の政治は後世の国民の立場も考えて、大事をとるという面があってもいいと私は思うのです。いまのところでは、核爆発エネルギーが軍事利用と平和利用と区別できて、そうして平和利用にいますぐ使えるというようなことは、私は考えられないと思う。しかし将来、核爆発エネルギーが放射能の被害もないようになり、何か小型のようなもので、あるいはいろいろな掘さくなどに使うような場合、たとえば大きな運河などの掘さくなどに使われるような場合がないとはいえないと思う。まあ、いまはちょっと考えられぬけれども、後世の国民のために大事をとっておきたいという考えでございます。

〔衆・科学特別委 昭四三・四・一〕
鍋島科学技術庁長官 答弁

○鍋島国務大臣

・・・自衛隊も、日本にございます日本の自衛隊でございまして、事実上において自衛隊が原子力を使う武装をするということは、原子力基本法に抵触するものだと考えております。

○鍋島国務大臣 防衛庁において原子力の開発とかあるいは生産といいますが、そういったものをしておるとは私は考えませんし、そういうことを行なえば、これは原子力基本法に抵触するものだと考えます。私が聞いているところによりますれば、防衛庁はいわば防衛的立場に立って、いわば放射能の武器がある場合、いかにしてそれを防護するかというような――いわばそれを開発するとか、あるいは生産するとか、放射能を出すとかというようなことじゃなくして、あった場合これをどう防護するかという点の御研究はなすっておるといことは、予算委員会等で防衛庁長官の答弁によって存じておりますけれども、事実上生産するとかあるいはこれを使用するとかということになれば、これは平和目的でないわけでございますから、原子力

基本法に抵触をしてそういうことはできないのだというふうに考えるわけでございます。・・・

〔参・予算委 昭四五・四・一七〕
高辻内閣法制局長官 答弁

○政府委員（高辻正巳君）・・・原子力利用が一般化する、推進力として使うということが一般化するという場合には、自衛艦だけが旧式の推進力でなければならぬということはないだろう。一般化したものに從ってやっても、それは殺傷力、破壊力に用いられるのではないから、原子力基本法に違反するとまでいうことはあるまいというような結論になって、統一見解としてお話を申し上げたことがございます。要するに、これは政府の見解としてはりっぱにでき上がって、すでに皆さまにも統一見解としてお示したことであることをつけ加えておきます。

〔参・予算委 昭六一・三・一八〕
河野科学技術庁長官 答弁

○上田耕一郎君・・・原子力基本法第二条の平和目的、この中に防衛庁による核防護研究、これは入るんですか。

○国務大臣（河野洋平君）我が国の原子力の研究、開発及び利用は、原子力基本法のもとで平和の目的に限りこれを進めていくということになっております。御指摘の防衛庁が行っている研究は放射線防護の観点からのものと承知いたしております、原子力基本法の平和利用の趣旨に何ら反するものではない、こういう理解であります。

二 宇宙開発事業団法

(参照条文)

○宇宙開発事業団法(昭四四・六・二三 法五〇)

(目的)

第一条 宇宙開発事業団は、平和の目的に限り、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(業務の範囲)

第二十二条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット(以下この条及び第三十九条第一項において「人工衛星等」という。)の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発

二 その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発

三 第一号の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じて行なうもの

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2 事業団は、次の業務を行なう場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

一 前項第二号の人工衛星等の打上げ

二 前項第三号に掲げる業務

3 事業団は、第一項第五号に掲げる業務を行なおうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない

い。

4 事業団は、第一項の業務を行なうほか、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、その設置する開発のための施設及び設備を宇宙の開発を行なう者の利用に供することができる。

(参考資料)

○わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議(昭四四・五・九 衆議院)

わが国における地球上の大気圏の主要部分を超越する宇宙に打ち上げられる物体及びその打ち上げ用ロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り、学術の進歩、国民生活の向上及び人類社会の福祉を図り、あわせて産業技術の発展に寄与するとともに、進んで国際協力に資するため、これを行なうものとする。

○宇宙開発事業団法案に対する附帯決議(昭四四・六・一三 参議院科学技術振興対策特別委員会)

政府は、本法の施行にあたり、次の事項に留意すべきである。

- 一・すみやかに、宇宙開発基本法の検討を進め、その立法化を図ること。
- 一・わが国における宇宙の開発及び利用にかかわる諸活動は、平和の目的に限り、かつ、自主、民主、公開、国際協力の原則の下にこれを行なうこと。

一・人工衛星及びその打ち上げ用ロケットの研究、開発及び利用にあつては、各種研究機関との連携を密にし、学術の進歩、産業技術の発展、国民生活の向上及び人類社会の福祉を図ること。

なお、本事業団の発足にあつては、優秀な人材を結集しうようその処遇等についても十分配慮すること。

右決議する。

(質問主意書・答弁書)

(昭六一・九・三〇 対近江已記夫・衆)

○質問主意書

四 SDI計画は、我が国の宇宙平和利用を求めた国会決議の精神に抵触すると考えられるが、政府は、抵触しないという理由を明確にされたい。

○答弁書

四について

国会決議の有権的解釈は、もとより国会においてなされるべきものと理解しているが、政府としては、我が国における宇宙の開発及び利用の基本に関する国会決議については、同決議は、我が国における開発及び利用を対象としたものであって、他国の開発及び利用に対する我が国の関与は、我が国自らが行う開発及び利用と同列に論じられるべきではないと考えている。SDI研究計画の場合は、あくまでも米国が策定し、推進している計画であつて、我が国の参加の態様は、このような計画の個々の具体的プロジェクトの特定の局面への参加にとどまるものであり、本件決議がこのような参加までも対象としているとは考えられない。

しかも、SDI研究計画は、非核の防衛的手段によつて弾道弾を無力化し、究極的に核廃絶を目指すものであり、平和国家としての我が国の立場に合致するものであるのみならず、かかる研究計画への我が国の参加は、日米安保体制、日米信頼関係の維持・強化にも貢献するものであることを考えれば、本件決議がこのような参加までも禁じているとは到底考えられない。

(二〇メモ)

(国会答弁例)

〔参・科学特別委 昭四四・六・六〕
木内科学技術庁長官 答弁

○森元治郎君 ……それから、使用目的は平和目的に限る、これが宇宙開発の基本だということはお互いにわかっているわけだね。そこで、いつも同じ議論、質問応答があるのですが、平和じゃない利用とは何だということの定義が、あるいはディフィニションというか、こういうふうに使えば非平和的なものなんだということを明らかにしてもらおうと、私は理解が早いと思うのですがね。

○国務大臣(木内四郎君) この前衆議院でもお答えしたのですが、軍事目的は平和の目的でない、こういうことに私ども解釈しております。

〔参・安保特別委 昭五八・五・一六〕
角田内閣法制局長官 答弁

○寺田熊雄君 ……あなた方の解釈としても軍事的な目的の衛星を打ち上げすることは、宇宙開発事業団法第一条の趣旨から言って許されないという理解であると聞いてよろしいか。

○説明員(辻栄一君) そのように存じます。

○寺田熊雄君 法制局長官も、いまの科技庁の審議官があなたの御答弁を踏まえて答弁したわけですが、いままでの論議を踏まえて、開発事業団法第一条の趣旨にのっとって、軍事目的の衛星は打ち上げることが許されない、現行法上、そういうふうにあなたの御答弁を正しく解釈してよろしいでしょうね。

○政府委員(角田禮次郎君) 理屈を申し上げるようで恐縮でございますけれども、先ほどの御質問はいわゆる偵察衛星、それについての御質問だったと思います。そういうものを上げることが宇宙開発事業団はで

きないというふうにはお答えしたと思います。そのとおりだと思います。いまの科学技術庁の方の答弁もそのとおりだと思います。

○寺田熊雄君 偵察衛星というのは私は非軍事にあらざる、つまり軍事的な用途だから偵察衛星ということをお話したわけですよ。そういう理解でいいんでしょう、いかがです。

○政府委員(角田禮次郎君) そのとおりでございます。

○加藤国務大臣 矢野委員の昨日の御質問に関し申し上げます。

昭和四十四年五月衆議院において宇宙の開発利用に関し国会決議がなされ、そこにおいて、我が国における宇宙の開発利用は平和の目的に限り行うこととされております。

この「平和の目的に限り」ということにつきましては、これまで国会で非軍事を意味する等との御議論がなされてきたところでありますので、政府といたしましても、これらの御議論を踏まえ、慎重に対処しなければならぬと考えてきたところであります。

今般、海上自衛隊の派米訓練の際にフリートサット衛星を経由した放送により訓練に必要な情報を受信するための装置を、昭和六十年政府予算案に計上するに当たり、この国会決議の趣旨について政府内において慎重に検討いたしました。

もとより、国会決議の有権解釈は国会でなされるものでありますが、政府といたしましては、この国会決議の趣旨について、次のように理解をしているところでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

〔衆・予算委 昭六〇・二・六〕
加藤防衛庁長官 答弁

国会決議の「平和の目的に限り」とは、自衛隊が衛星を直接、殺傷力、破壊力として利用することを認めないことは言うまでもないとしたしまして、その利用が一般化しない段階における自衛隊による衛星の利用を制約する趣旨のものと考えます。

したがって、その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星につきましては、自衛隊による利用が認められるものと考えております。

御議論のありましたフリートサット衛星は、米軍用の通信衛星ではありますが、既にその利用が一般化しているインテルサット（国際通信衛星）、インマルサット（国際海事通信衛星）、CS2（さくら二号）のような衛星と同様な通信中継機能を有するものでありまして、このようなフリートサット衛星を自衛隊が利用することは、国会決議の平和の目的の趣旨に反しないものと考えております。

衆・予算委 昭六〇・一一・六
〔中曽根内閣総理大臣・茂串内閣法制局長官 答弁〕

○塚本委員・・・それでは、昭和五十八年の五月十六日、参議院の質疑で偵察衛星というのは非軍事にあらずるものとして軍事的用途であると理解していいのかという野党の質問に、当時の内閣法制局長官は、そのとおりであると答弁しておられます。この政府答弁では偵察衛星は軍事的利用であり、平和利用に反することになり、自衛隊は偵察衛星を持ってないことになっております。・・・

○茂串政府委員・・・ただいま塚本委員の御指摘のとおり、一昨年五月十六日の参議院の安保特別委員会で当時の角田前法制局長官が宇宙開発事業団が偵察衛星を打ち上げることはできないという答弁をしていることはそのとおりでございますが、この答弁は、当時偵察衛星の利用がまだ一般化している状況にあるとは言えないという認識に立ってされたものであると理解しております。したがって、先ほど防衛庁長官

のお読み上げになりました統一見解と軌を一にするものである、こういう理解でございます。

○中曽根内閣総理大臣 法制局長官が答えたとおりであります。

ここで思い出しますのは、原子力基本法をつくりましたときに、我が国の原子力は平和の目的に、そういうふうを書いてあるわけです。そのときに社会党の松前重義先生等とも相談をして、私は提案の責任者でありましたから、国会で答弁をする、そのときに、もし原子力推進というものが一般化して、商船や運送船その他でどんどん使われるようになった場合に、自衛隊の潜水艦が原子力推進でない場合には、それよりスピードが遅くなってしまう。追いかけれられない。それでは目的を達するわけにはいかぬ。したがって、原子力平和利用といっても、それがもし一般化した場合には、自衛隊の潜水艦に原子力推進を使ってもこれは平和の目的というものに反しない、そういうことに決めまして、そういう答弁を私は国会でしておるのでございます。それ以来政府は何回かこういう答弁をしてきておりまして、この趣旨に沿って、したがって今回の衛星の問題につきましても、これが一般に使われてきた、インテルサットもそうであろうし、そのほかいろいろの打ち上げられている衛星によって、夜みんなテレビでニューヨークの特派員の話聞き、パリの特派員の話聞けるようになっていいますから、それは自衛隊においても、そういう一般の利用、通信手段として使うのであって、殺傷とか破壊の手段として直接的に使っているのではない、そういう考えに従ってやっているわけがあります。

ところで、偵察衛星の問題でございますが、趣旨は同じである。この場合でも同じである、しかし、最近、じゃそれが一般化したかということになりますと、最近平和利用で使われているのはランドサットがありますね。これは地質の調査をやっておる、あるいは魚群の探知なんかでも衛星で使われ始めているようなこともあります。そういうような点で、ある程度は民間でも利用されてきているという面がございますが、一般の今のインテルサット程度ほど、普通の通信衛星ほどまだ普遍化はしていない、そういう考えに立って法制

局長官はお答えしたのだろうと思います。

〔参・内閣委 昭六一・四・二〕
加藤防衛庁長官 答弁〕

○国務大臣（加藤紘一君） 宇宙の利用というものは、衛星もありましょうし、その他いろんな兵器体系があらうかと思えます。その全般につきまして私たちはいわゆる国会決議の解釈をいたしておるわけでございますが、その中の衛星に限って昨年度は議論されたわけでございます。そして、私たちが申しているのは、その衛星というものを直接殺傷力、破壊力として利用するケースはいろいろ疑問があるだろうと申しております。具体的なケースとしてはキラー衛星というものがあるわけでございます、これはどうか。しかし、例えば衛星を通信に利用するような場合は、その機能が一般社会でもう広く使われているわけですから、そういう段階では自衛隊が利用することも国会決議の解釈としては許される範囲なのではないかな、こう申しているわけでございます。と申しますのは、例えばアメリカで行われておりますゴルフーナメントが衛星を通じて私たちの茶の間の中にリアルタイムといえますかその場で入ってきますし、バレーボール大会の緊張した場面もすぐに画面になってくるわけですから、それを自衛隊が使って悪いということではないんじゃないかというふうに私たちは考えるわけです。それほど一般化しているんじゃないだろうか。

そうすると、今委員の御指摘は、それを使って例えば通信で私たちが護衛艦に連絡をしたとか、それから陸上部隊との間の連絡をした場合に、その陸上部隊は現実には戦車も持っておりますし、護衛艦は小型のハーブーンも持っていますから、その指揮に従って動いたとするならば、戦車もハーブーンも破壊力、殺傷力を持っているわけですから、それは違反になるんじゃないだろうかという御指摘でなからうかと思うんですけれども、私たちはそういった通信というものについては、その面はいいんではないだろうかというふうに

思っているわけですが、その機能ということを考えるならば、そういう解釈でございまして、その情報の中身を論ずるのではなくて、その衛星そのものが殺傷力、破壊力として直接使われるかどうかに着目して考えるべきではないだろうかというふうに申し上げておるわけでございます。

〔衆・本会議 昭六一・九・一六〕

〔中曽根内閣総理大臣 答弁〕

○土井たか子君・・・しかも、SDIは、日本も賛成した国連の宇宙軍拡防止決議にも、もちろん日本国憲法にも、そして国会における宇宙の開発及び利用に関する決議にも明白に違反します。政府自身が繰り返し述べてこられた日米安保条約の限定的性格さえも超え、さらに国家秘密法を誘う性格を持っております。総理は、それでも平和国家の立場に合致するとお考えなのでしょうか。私は、改めて、SDI研究参加に関する閣議決定を撤回するよう強く求めます。御見解を承りたいと存じます。・・・

○内閣総理大臣（中曽根康弘君）・・・SDIの問題でございしますが、米国は、軍備管理、軍縮交渉努力と並行しつつ非核による高度の防衛システムについて研究を行って、究極的には核兵器を廃絶しようという基本理念のもとにSDI研究計画を推進しております。言いかえれば、今までのような攻撃的な兵器体系から防御的な兵器体系へ転換しよう、それから核兵器を廃絶するという究極的目的を実現しよう、そして非核の防御体系を建設しよう、これがSDIの基本理念であります。これは、レーガン大統領から私は直接聞いたところであります。これらの考え方は、我が国の平和国家としての立場に矛盾するものではありません。また、SDI研究計画への我が国の参加は、日米安保体制の効果的運用に資するものであり、かつ、我が国の関連技術水準の向上にも影響を及ぼす可能性がございます。

しかし、問題は、国会決議に抵触するかないかという問題がございます。これらにつきましては、国会

決議に抵触しないと政府は考えました。決議につきましては国会が有権的に解釈すべきものであると考えておりますが、これは、米政府が主体的になって行うそのような兵器研究でありまして、そこに部分的に、局部的に我々が参加するということは国会決議には反しない、そう考えておるところでございます。・・・

衆・予算委 平一〇・一二・八

小渕内閣総理大臣・竹山科学技術庁長官 答弁

○齊藤（鉄）委員・・・今回導入される衛星、名前は多目的の情報収集衛星ですが、実質は導入の経緯からいっても明らかに軍事偵察衛星でございます。この偵察衛星は、宇宙の平和利用を規定した昭和四十四年五月九日の国会決議に抵触しない、このようにお考えでしょうか。

○内閣総理大臣（小渕恵三君） 宇宙平和利用の決議に關しましては昭和六十年に政府見解が出されておりました、それによりますれば、その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星につきましては、自衛隊の利用が認められるものとされ、現在に至っております。情報収集衛星の導入につきましては、この政府見解にのっとって進めておりまして、昭和四十四年の国会決議等に抵触するものではないと考えております。

○国務大臣（竹山裕君）・・・ただいま総理からの答弁にもありましたとおり、昭和六十年の政府見解における一般化の考え方をとっているところでありまして、今回の情報収集衛星につきましては、民間における衛星の利用の状況及び将来における計画を踏まえれば、本件衛星の機能が一般化している場合に限って、防衛庁ないしは自衛隊が当該衛星を利用することを前提としている限りにおいて、本件衛星の導入は政府見解の一般化の考え方に反するものではないと考えておりまして、したがって、国会決議の「平和の目的に限り、」の趣旨に反するものではないと考えております。

また、宇宙開発事業団法の「平和の目的に限り、」についても、国会決議の「平和の目的に限り、」と同じ趣旨のものでありまして、このような考え方のもとで宇宙開発事業団が今回本件の情報収集衛星に関する研究に着手することは、宇宙開発事業団法の「平和の目的に限り、」の趣旨に反するものではない、こう考えるところでありまして、本件に関して、これまでの政府の認識の変更はありません。

〔参・本会議 平一一・一・二二〕

小淵内閣総理大臣 答弁

○梶原敬義君・・・弾道ミサイル防衛、BMDと宇宙の平和利用についてお伺いします。

政府は、来年度からアメリカとBMDの共同技術研究に着手することを決定し、予算は後年度負担といたしました。もとより、我が国には、宇宙の利用は平和目的に限るとの国会決議があるのでありますが、BMDが宇宙の軍事利用であることはだれの目にも明らかであります。政府が、BMDは平和利用限定の国会決議に反しないと言われる理由を明確に示していただきたい。・・・

○内閣総理大臣（小淵恵三君）・・・BMDと国会決議に関するお尋ねでございました。

もとより、国会決議の有権解釈は国会においてなされるべきものでありますが、政府といたしましては、近年の弾道ミサイルの拡散状況や、BMDシステムが純粹に防衛的かつ他に代替手段のない唯一の手段であることを踏まえますれば、BMDシステムに関する我が国の取り組みは、本件国会決議の趣旨及びそのよって立つ平和国家としての基本理念に沿ったものであり、国民各位の御理解をいただけるものと考えております。・・・